

第70回 税理士試験 消費税法

●はじめに

今回の本試験も、〔第一問〕及び〔第二問〕ともに2題形式での出題であった。
理論の解答方法に迷う箇所が数か所あったが、多くの受験生が解答できる箇所で失点しないことが大切である。
計算の問1は、事業の内容を把握することと読み取りに多少戸惑うとは思いますが、比較的平易ではあるため基礎論点でしっかり得点することがポイントである。計算の問2「納税義務の判定・簡易課税制度の判定」は慎重に対応すれば解答できる問題に思える。
〔第一問〕及び〔第二問〕とも時間配分に留意し偏りのない解答を行えたかどうか合否の鍵となる。

Z-70-F〔第一問〕解答

問1 -25点-

(1) について

① 請求書等の意義(法30⑨) 4

請求書等とは、次の事項が記載されているものをいう。

事業者に対し課税資産の譲渡等(消費税が免除されるものを除く。)を行う他の事業者が、その事業者に交付する請求書、納品書等(小売業その他一定の事業(※)に係るものである場合にはイ～ニの事項)である場合

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等を行った年月日

ハ 課税資産の譲渡等の内容(軽減対象の場合はその旨を含む。)

ニ 税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)

ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(※)一定の事業とは、次の事業とする。(令49④) 2

(イ) 小売業、飲食店業、写真業及び旅行業

(ロ) 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業(一定のものを除く。)

(ハ) 駐車場業(一定のものに限る。)

(ニ) 上記(イ)～(ハ)の事業に準ずる事業で一定のもの

② 留意点(法5①)

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

(2) について

① 仕入税額控除について 3

課税事業者が国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供(いわゆる「消費者向け電気通信利用役務の提供」)については、当分の間、仕入税額控除の適用は認められていない。

ただし、「登録国外事業者」から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、下記②の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存など、一定の要件を満たす場合には、仕入税額控除の適用が認められる。

② 帳簿及び請求書等の記載事項について

イ 課税仕入れに係る帳簿とは、次の事項が記載されているものをいう。 4

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

② 課税仕入れを行った年月日

③ 課税仕入れの内容(軽減対象の場合はその旨を含む。)

④ 課税仕入れに係る支払対価の額

ロ 請求書等とは、上記(1)①の事項が記載されているものをいう。 1

ハ 記載事項の追加 3

次の事項を加える。

① 上記「イ 帳簿」には、次の記載も必要となる。

登録国外事業者の登録番号

- ② 上記「ロ 請求書等」には、次の記載も必要となる。
- ・ 登録国外事業者の登録番号
 - ・ 登録国外事業者が消費税を納める義務がある旨

ニ 留意点 (法30①)

上記の「課税仕入れ」からは、「特定課税仕入れ」を除く。

(3) について 8

帳簿及び請求書等を保存している場合であっても仕入税額控除を受けるための規定が適用されない場合とは、次の場合である。

- ① 課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合 (その課税仕入れを行う事業者が、その消費税が納付されていないことを知っていた場合に限る。)
- ② 課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限り、その相手方の本人確認書類を保存しない場合
- ③ 課税仕入れのうち登録国外事業者以外の国外事業者から、「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受ける場合

問2 -25点-

(1) について 8

当該建物の譲渡は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当することから、消費税の課税の対象となり、7.8%課税取引となる。

したがって、当該取引に係る建物の譲渡対価の額は、課税標準の計算に含まれる。

なお、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額 (注1) となる。

(注1) 対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物、権利その他経済的な利益の額 (注2) とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まないものとする。

(注2) 金銭以外の物、権利その他経済的な利益の額は、その物、権利を取得し、又はその利益を享受する時における価額とする。

また、当該譲渡対価の額にはXから收受した固定資産税の未経過相当額が含まれる。

そして、当該金額は、課税期間における課税売上高の計算に含まれ、さらに課税売上割合の計算上、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に含まれる。

(2) について 10

飲食料品 (注1) の譲渡に係る消費税の適用税率は、原則にかかわらず、6.24% (軽減税率) となる。

(注1) 「飲食料品」の意義 (法附則34①一)

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品 (酒税法に規定する酒類を除く。以下単に「食品」という。) をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産 (注2) を含む。

(注2) 「一体資産」の意義 (令附則2一)

食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもの (あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限る。) をいう。

したがって、上記により、本問におけるセット商品は、一体資産に該当する。

なお、一体資産の譲渡は、原則として軽減税率の対象とはならない。

ただし、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食料品の譲渡として、その全体が軽減税率の対象となる。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額 (税抜価額) が1万円以下であること。
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること。

本問におけるセット商品の販売についての適用関係は、次のとおりとなる。

① 税抜価額 10,000円 ≤ 10,000円

② $\frac{5,480円}{5,480円 + 2,480円} = 0.6884 \cdots \geq \frac{2}{3} \therefore$ 軽減税率 (6.24%) の適用あり

(3) について⁷

Cは、農業を営む事業者であるが、農業に係る簡易課税制度の事業区分は、原則として第三種事業に該当することとなる。

ただし、令和元年10月1日の属する課税期間以後は、農業のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」に係る事業区分は、第二種事業に該当することとなる。

したがって、Cが行う米の販売（課税資産の譲渡等）についての事業区分及びみなし仕入率並びに適用税率は次のとおりとなる。

① 食用の米の販売

「第二種事業」に該当し、みなし仕入率は80%を適用する。適用税率は6.24%（軽減税率）となる。

② 飼料用の米の販売

「第三種事業」に該当し、みなし仕入率は70%を適用する。適用税率は7.8%（標準税率）となる。

なお、Cは、国内における課税資産の譲渡等（消費税が免除されるものを除く。）があるため、確定申告の義務があることになり、上記に基づき簡易課税制度により仕入控除税額を計算し確定申告を行うこととなる。

▶合格ライン◀

〔第一問〕（理論）

問1

(1) について

請求書等の記載事項を問われたが、重要理論であったため高い精度が求められるであろう。なお、施行令部分（令49）は書けなくても合否に影響はないと考えられる。

(2) について

消費者向け電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除については、仕入税額控除（法30①）の規定を解答することも良い。解答にあたっては登録国外事業者について言及することがポイントとなる。なお、帳簿及び請求書等の記載事項については、登録番号等を追加で記載する旨を解答することとなるが、解答を作成しにくかったと思われる。

(3) について

解答要求事項が読み取りにくい問題であった。「仕入税額控除の制限（法30①）」を解答できていると良いであろう。

問2

軽減税率に関する改正論点をメインとした消費税法令上の適用関係を問う事例問題であった。

(1) について

計算の知識を使えば易しめと言える。解答にあたっては未経過固定資産税相当額の取扱いに触れなければならない。また、対価の額（法28①）についても解答要求事項であることに留意すべきである。

なお、仮にAが個人である場合には、当該中古建物が事業用固定資産であるか否かを検討することも想定される。

(2) について

一体資産に該当するか否かの判定がポイントである。一体資産の意義について、規定を解答することは困難かと思われるが、飲食料品の意義は解答してほしいところである。

(3) について

農業に関するみなし仕入率に係る改正についての問題であった。事業区分と適用税率をしっかりと解答してほしい。

なお、Cは2種類の事業（第二種事業及び第三種事業）を営んでいることとなるため、みなし仕入率について原則と特例（特定一事業の特例）の適用も想定されるため、その計算方法について触れることも考えられるが、申告にあたっての消費税法令上の適用関係を問われていたため、解答に記載はしていない。

問1の配点は25点と想定し、

合格確実ラインは18点前後、ボーダーラインは15点前後、であると思われる。

問2の配点は25点と想定し、

合格確実ラインは18点前後、ボーダーラインは16点前後、であると思われる。

〔第一問〕としては、

合格確実ラインは、36点前後、ボーダーラインは31点前後、であると思われる。

Z-70-F [第二問] 解答

問1 -35点-

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程						(単位:円)
部品製造販売	輸出売上a	国外売上	輸出売上c	自動車修理	機械売却	
$(584,000,000 - 92,047,000 - 35,820,000 - 5,112,000) \times 2 + 47,621,000 + 400,000 = 499,042,000$						
$499,042,000 \times \frac{100}{110} = 453,674,545 \rightarrow 453,674,000$ (千円未満切捨)					金額	453,674,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位:円)	金額
$453,674,000 \times 7.8\% = 35,386,572$		1 35,386,572円

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程		(単位:円)
(1) 課税		
課税資産の譲渡等	輸出売上a	輸出売上c
① $453,674,545 + 92,047,000 + 5,112,000 \times 1 = 550,833,545$		
通関後製品売返	免税売返	
② $180,000 \times \frac{100}{110} + 331,000 = 494,636$		
③ ① - ② = 550,338,909 > 500,000,000 ∴ 按分必要		
(2) 非課税		
身障者用自動車 改造請負	身障者用自動車 販売	受取利息
$11,329,000 \times 1 + 24,170,000 \times 1 + 43,510 = 35,542,510$		

II 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】(続き)

計	算	過	程	(単位:円)
自動車FOB 機械FOB				
(3) $\frac{(1)+4,530,000+5,650,000}{(1)+(2)+4,530,000+5,650,000} = \frac{560,518,909}{596,061,419} = 0.9403\cdots < 95\%$				
(自動車のFOB価格を分子・分母に入れていることに1) (機械のFOB価格を分子・分母に入れていることに1)				
割				560,518,909円
合				596,061,419円

【控除対象仕入税額】

計	算	過	程	(単位:円)
(1) 区分経理及び税額				
① 課税資産の譲渡等により要するもの				
イ 課税仕入れ				
通関代行 業界誌 機械×購入 機械部品製造 自動車修理 身障者用自動車 手数料 広告料 部品仕入れ 部品仕入れ 部品等仕入れ(移送) 外注加工賃 $272,800 + 540,000 \times 1 + 4,850,000 \times 1 + 278,772,000 + 15,505,000 \times 1 + 3,000,000 \times 1 + 51,000,000$				
国外移送 国外移送 機械Y購入 指導料 $+ (5,400,000 + 804,600) \times 1 = 360,144,400$				
$360,144,400 \times \frac{7.8}{110} = 25,537,512$				
ロ 課税貨物				
製品輸入消費税 $1,372,800 \times 1$				
ハ 仕入返還等				
材料値引き $1,417,000 \times \frac{7.8}{110} = 100,478$				
② その他の資産の譲渡等により要するもの				
仮想通貨 身障者用自動車 売却手数料 部品等仕入れD E $161,700 \times 1 + (5,230,000 + 3,200,000) \times 1 = 8,591,700$				
$8,591,700 \times \frac{7.8}{110} = 609,229$				
③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの				
イ 7.8%				
スポーツクラブ 就職情報誌 身障者用自動車 年会費 国内旅行費用 入湯税 広告掲載料 出展費用 国内航空運賃 当期旅費振替 $1,260,000 \times 1 + (1,430,000 - 4,800) \times 1 + 970,000 + 2,100,000 \times 1 + 251,000 + 38,000 \times 1$				
軽減税率 国内工場 軽減税率 その他の販管費 対象品目 通勤費 その他の経費 対象品目 $+ (13,600,000 - 97,200) + 416,000 \times 1 + (11,258,000 - 54,000) = 31,167,000$				
$31,167,000 \times \frac{7.8}{110} = 2,210,023$				

【控除対象仕入税額】(続き)

計	算	過	程	(単位:円)
ロ	6.24%			
	経済新聞 定期購読	その他の 販管費	その他の経費	
	54,432 + 97,200 + 54,000 = 205,632			
	$205,632 \times \frac{6.24}{108} = 11,880$			1
ハ	合 計			
	イ + ロ = 2,221,903			
④	合 計			
イ	課税仕入れ			
	(イ) 7.8%			
	360,144,400 + 8,591,700 + 31,167,000 = 399,903,100			
	$399,903,100 \times \frac{7.8}{110} = 28,356,765$			
	(ロ) 6.24%			
	11,880			
	(ハ) 合 計			
	(イ) + (ロ) = 28,368,645			
ロ	課税貨物			
	1,372,800			
ハ	仕入返還等			
	100,478			
(2)	個別対応方式			
	$(25,537,512 + 1,372,800 - 100,478) + 2,221,903 \times \frac{560,518,909}{596,061,419} = 28,899,247$			
(3)	一括比例配分方式			
	$(28,368,645 + 1,372,800) \times \frac{560,518,909}{596,061,419} - 100,478 \times \frac{560,518,909}{596,061,419} = 27,873,508$			2
(4)	判 定			
	(2) > (3) ∴ 28,899,247			
(5)	調整対象固定資産の判定			
	切削工具	$1,640,000 \times \frac{100}{108} = 1,518,518 \geq 1,000,000$	∴ 該当する	1
(6)	調整対象固定資産の転用			
	課税業務用から共通対応への用途変更であるため、調整なし。			1
	金 額		1	28,899,247円

【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
通関後製品売返 $180,000 \times \frac{7.8}{110} = 12,763$	① 12,763円

【貸倒れに係る消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
製品 (6.3%) $344,000 \times \frac{6.3}{108} + 235,000 \times \frac{7.8}{110} = 36,729$	② 36,729円

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
課税消 仕入 売返 貸倒 $35,386,572 - (28,899,247 + 12,763 + 36,729) = 6,437,833 \rightarrow 6,437,800$ (百円未満切捨)	6,437,800円

Ⅳ 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
(1) 一 月 前期確定税額 $\frac{5,898,000}{12} = 491,500 \leq 4,000,000 \quad \therefore$ 適用なし	
(2) 三 月 ① 判 定 $\frac{5,898,000}{12} \times 3 = 1,474,500 > 1,000,000 \quad \therefore$ 適用あり ② 中間納付税額 $1,474,500$ (百円未満切捨) $\times 3$ 回 = 4,423,500	
(3) 六 月 適用なし	① 4,423,500円

Ⅴ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
差引 中間納付 $6,437,800 - 4,423,500 = 2,014,300$	② 2,014,300円

問2 -15点-

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位:円)				
(1) 基準期間					
<div style="margin-left: 20px;"> 前々事業年度 資産の譲渡等 非課税 </div>					
①	$2,431,200 - 120 = 2,431,080$				
②	$① \times \frac{12}{3} = 9,724,320 \leq 10,000,000$ 1				
(2) 特定期間					
① 売上高					
<div style="margin-left: 20px;"> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">H31.4.1-R01.8.31</td> <td>R01.9.1-9.30</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">資産の譲渡等 非課税</td> <td>資産の譲渡等 非課税</td> </tr> </table> </div>		H31.4.1-R01.8.31	R01.9.1-9.30	資産の譲渡等 非課税	資産の譲渡等 非課税
H31.4.1-R01.8.31	R01.9.1-9.30				
資産の譲渡等 非課税	資産の譲渡等 非課税				
$(8,247,815 - 160) + (1,781,530 - 200) \times \frac{100}{108} = 9,897,034 \leq 10,000,000$ 1					
② 給与等					
$10,100,000 > 10,000,000$					
(3) 吸収合併					
① 9,724,320					
<div style="margin-left: 20px;"> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">H30.7.1-R01.6.30</td> <td>R01.7.1-8.31</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">資産の譲渡等 非課税</td> <td>資産の譲渡等 非課税</td> </tr> </table> </div>		H30.7.1-R01.6.30	R01.7.1-8.31	資産の譲渡等 非課税	資産の譲渡等 非課税
H30.7.1-R01.6.30	R01.7.1-8.31				
資産の譲渡等 非課税	資産の譲渡等 非課税				
$② (49,110,000 - 1,110) \times \frac{100}{108} + (8,460,000 - 100) \times \frac{100}{108} = 53,304,434$					
③ $② \times \frac{12}{14} = 45,689,514$					
④ $① + ③ = 55,413,834 > 10,000,000 \quad \therefore$ 納税義務あり 2					

II 簡易課税制度の適用の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 届出書の提出あり	
基準期間における課税売上高 (X社)	
(2) $9,724,320 \leq 50,000,000$ ∴ 適用あり 1	

III 事業区分ごとの金額

事業区分	計 算 過 程	(単位：円)
第一種事業	通信機器販売 b① $1,827,000$ 1	金額 1,827,000円
第二種事業	通信機器販売 a b② 防犯カメラ販売 $5,157,600$ 1 + $2,173,000$ 1 + $3,560,000$ 1 = $10,890,600$	金額 10,890,600円
第三種事業	電気工事 a $42,418,000$ 1	金額 42,418,000円
第四種事業	電気工事 b 電気工事 c 加工屑売却 車両売却 $26,585,000$ 1 + $1,000,000$ 1 + $630,000$ 1 + $850,000$ 1 = $29,065,000$	金額 29,065,000円
第五種事業	通信機器据付工事 $2,363,400$ 1	金額 2,363,400円
第六種事業		金額 0円

▶解答への道◀

問 1

1 課税標準額

部品製造販売部門に係る売上高

タイ工場において製造した製品を国内の保税地域に搬入した後、通関手続きを

- ・ 経ずに国外の事業者へ販売したことによる売上高→本邦からの輸出として行われる資産の譲渡
⇒免税売上高(資料イ A c)
- ・ 経た上で国内の取引先に販売したことによる売上高→内国貨物の譲渡⇒7.8%課税売上高(資料イ A d)

2 課税売上割合

(1) 免税売上高

上記 1 参照

(2) 自動車修理部門に係る改造請負業務に係る売上高(基本通達6-10-3)

他の者から委託を受けて身体障害者用物品以外の物品を身体障害者用物品に改造する行為は、施行令第14条の4第2項《身体障害者用物品の範囲等》に規定する製作の請負に該当するため、非課税売上となる。

(3) 仮想通貨の売却

仮想通貨の売却は、「支払手段に類するものの譲渡」に該当するため、非課税売上に該当するが、課税売上割合の計算上含まない。

(4) 資産の国外移送

タイ工場から国外の取引先に販売するための身体障害者用自動車のタイ工場への移送及び国内で購入した部品製造用機械 Y のタイ工場への移送は、資産の国外移送に該当するため、課税売上割合の計算上、F O B 価格を分母及び分子にそれぞれ含めることとなる。

3 控除対象仕入税額

(1) 広告宣伝費(国内で行われた国際的な福祉機器展に自社の身体障害者用自動車を出展した費用)

「国際的な」催しであることから、国内での販売(非課税売上)のみではなく、国外での販売(国外売上、課税資産の譲渡等)にも該当しているため、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに区分されることになるであろう。

(2) 新聞図書費

週 2 回以上発行される定期購読契約に基づく新聞の譲渡は軽減税率の対象となる取引に該当する。

(3) 仮想通貨売却手数料

仮想通貨売却のために要した国内の仮想通貨交換業者に対する売却手数料は、その他の資産の譲渡等にものみ要するものに区分される。

(4) 預かった自動車を身体障害者用自動車へ改造するため、国内の部品メーカーから仕入れたもの

身体障害者用物品の部分品は、身体障害者用物品には該当しないため、国内における課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。また、当該身体障害者用物品の部分品の仕入れは、身体障害者用自動車への改造請負業務のために要するものであるため、その他の資産の譲渡等にものみ要するものに区分される。

4 調整対象固定資産

調整対象固定資産に該当する切削工具を取得後、国内工場において製造用機械の部品製造用(課税資産の譲渡等にものみ要するもの)に使用してきたが、令和 2 年 8 月 1 日に修理工場へ移動し、身体障害者用自動車の改造専用に変更している。身体障害者用自動車の改造は、非課税売上、国外売上が生じているため、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに区分されることとなると思われる。したがって、転用の調整の適用はない。

問2

1 納税義務の有無の判定

				資800万		資1,000万					
				H31 1/1	H31 4/1	R01 9/1		R02 4/1		当課税期間	R03 4/1
X社				免税		免税		課税		課税	
Y社		課税		課税		課税		課税			
H28 7/1		H29 7/1		H30 7/1		R01 7/1		R01 8/31			

(1) 基準期間

基準期間は、法人成り後の設立事業年度であり、特定新規設立法人に該当するかどうかは資料からは読み取りが出来ないため、免税事業者になる。

基準期間が1年でないため基準期間における課税売上高の計算においては年換算が必要となる。

(2) 特定期間

前課税期間は、合併事業年度に該当し、被合併法人Y社の基準期間に対応する期間における課税売上高として一定の金額が1,000万円を超えるため吸収合併後からは課税事業者該当する。したがって、前年等の資料ハ(注1)のうち、Aの金額は税抜処理不要であり、Bの金額は税抜処理が必要となる。

(3) 合併事業年度の翌事業年度

合併事業年度の翌事業年度における納税義務の免除の特例において、基準期間に対応する期間は「合併法人のその事業年度の基準期間の初日から1年を経過する日までの間に終了した被合併法人の各事業年度」となる。したがって、本問では、計14カ月が対応する期間となる。なお、年換算にも注意が必要である。

※ X社の前々課税期間及び前課税期間の納税義務は、解答要求事項ではなかったため、解答に入れていないが、当期の納税義務判定には必要なものであり、いずれも自分で判断することとなる。

2 簡易課税制度の適用の有無

簡易課税制度の適用の有無の金額判定において、課税売上高に関する特例計算を行うのは分割等があった場合のみであるため、本問においては、X社の基準期間における課税売上高のみで判定を行うこととなる。

	相 続	合 併	会 社 分 割		
			吸収分割	分割等	
納 税 義 務 の 判 定	特 例 あ り				
簡易課税の適用の判定	特 例 な し			特例あり	

3 簡易課税の事業区分

A 電気工事

- a X社が、原材料等を自ら調達して行った工事の売上→第三種事業
- b 元請会社からすべての原材料の無償支給を受けて行った工事の売上→第四種事業

加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供の意義（基通13-2-7）

「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供」とは、日本標準産業分類の大区分で判定した結果、製造業等に該当することとなる事業のうち、対価たる料金の名称のいかんを問わず、他の者の原料若しくは材料又は製品等に加工等を施して、その加工等の対価を受領する役務の提供又はこれに類する役務の提供をいう。

なお、その役務の提供を行う事業は第四種事業に該当する。

- c 同業他社の工事の応援に係る売上→第四種事業

他の工事業者からの依頼により自社従業員を派遣する等の人的役務の提供は、第四種事業に該当する。

B 通信機器の据付工事及び防犯カメラの販売に係る取引

a 据付工事に係るもの→第五種事業

消費者への通信機器の販売→第二種事業

資産の譲渡等と役務の提供とが混合した取引は、それぞれの対価の額が区分されている場合にはその区分により事業区分を行うこととなる。

b 事業者に対する売上→第一種事業

消費者に対する売上→第二種事業

c 防犯カメラの販売に係る売上→第二種事業

事業区分がされていない場合でも、役務の提供がサービス(無償)として行われていると認められているような場合には、役務の提供が現実に行われている場合であってもその部分については対価がないものとして、その取引において受領する対価の額の全額を資産の譲渡に係るものとして事業の区分を行うこととなる。

仕入商品を販売する事業で、事業者に対するものと消費者に対するものとに明確に区分されていないため、第二種事業に該当する。

C その他の取引→第四種事業

b 固定資産等の売却収入の事業区分 (基通13-2-9)

事業者が自己において使用していた固定資産等の譲渡を行う事業は、第四種事業に該当する。

▶合格ライン◀

〔第二問〕(計算)

「法人の原則課税」の総合問題と「法人の納税義務の判定・簡易課税制度の判定及び事業区分」の個別問題という、2問形式であった。なお、問2において簡易課税の事業区分の難易度が高い箇所があるため、問1において一定の点数確保が必須であると考えられる。

問1

課税製品と非課税製品の販売や修理といった事業者の取引状況をしっかりと把握して読み解いていかなければならない。

これに伴い、資産の国外移送の論点を含めて課税仕入れ等の区分が論点となっている。

中には取引分類や区分に迷うところもいくつかあるが、難易度は高くないため、基礎点を確保すべきである。

また、初めての軽減税率の適用対象取引が出題されたが、明確な指示があり解きやすいものであった。

問2

(1) 納税義務及び簡易課税の適用の有無の判定

基準期間及び特定期間が免税事業者か課税事業者か不明であるため、始めは解答に戸惑うが、吸収合併の特例を含めて冷静に対応し解答できてほしい。

(2) 簡易課税の事業区分

判断に迷うものがいくつかあり、全て正答することは難しいであろう。基礎的な項目でしっかりと点数を取ってほしい。

問1の配点は35点と想定し、

合格確実ラインは28点前後、ボーダーラインは25点前後、であると思われる。

問2の配点は15点と想定し、

合格確実ラインは12点前後、ボーダーラインは10点前後、であると思われる。

〔第二問〕としては、

合格確実ラインは、40点前後、ボーダーラインは35点前後、であると思われる。

●おわりに

理論及び計算の解答バランスを考慮すると全体では、合格確実ラインは、76点前後、ボーダーラインは66点前後になると思われます。